

監 査 第 7 号
平成31年2月25日

上 里 町 長
上里町議会議長
上里町教育長
上里町選挙管理委員長
上里町公平委員長
上里町農業委員会会長

} 様

上里町監査委員
小 島 崔
植 原 育 雄

平成30年度定例監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項及び上里町監査委員に関する条例（昭和41年上里町条例第23号）第4条の規定による平成30年度定例監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、監査の結果について報告します。

1. 平成30年度定例監査日程表

期 日		課 等 名	時 間	
2月1日	金	学校教育課 学校教育指導室	9:30～11:30	120分
		子育て共生課 〔男女共同参画推進センター〕 児童館 保育園	13:30～16:30	180分
2月4日	月	議会事務局	9:00～9:30	30分
		まち整備課	9:45～11:45	120分
		税務課	13:30～15:30	120分
2月5日	火	総務課	9:00～11:00	120分
		健康保険課 〔保健センター〕	13:30～16:30	180分
2月7日	木	高齢者いきいき課	9:00～11:00	120分
		上下水道課	13:30～16:00	150分
2月8日	金	総合政策課	9:00～11:00	120分
		町民福祉課	13:30～15:30	120分
2月12日	火	会計課	9:00～9:30	30分
		くらし安全課	10:00～12:00	120分
		生涯学習課〔中央公民館〕 郷土資料館	13:30～16:00	150分
2月13日	水	産業振興課	9:00～11:30	150分
		現地確認	13:30～15:30	120分

2. 監査の方法

(1) 監査の主眼

- ア. 町の財務に関する事務執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- イ. 町の経営に係る事業管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ウ. 必要に応じ、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか。また、建築物等の維持管理が良好であるかどうか等々を主眼として実施した。

(2) 監査の方法

事前に提出された監査資料に基づき監査委員・補助職員による予備監査を行い、監査実施日においては、各課（局）等ごとに、関係職員の出席による説明を求め、その説明及び資料に対し監査委員の質疑に回答する形式で進めた。

3. 監査資料

- ・ 職員名簿
- ・ 各課（局）等事業概況書
- ・ 主要事業実施状況調べ
- ・ 歳入、歳出執行状況一覧

4. 監査の結果

監査の結果、各課（局）等とも、上里町事務分掌規則に従い事務事業の執行及び財務処理は適正に処理されているものと認められた。

(1) 歳入について

一般会計における12月末現在の歳入の執行状況について、予算現額98億4,781万9,981円に対し収入済額は65億248万8,627円で、収入割合は66.03%となっている。

当町公共施設の老朽化に伴う更新や、少子高齢化に対応した福祉医療サービスの充実、地域の防災及び安全対策など、今後も様々な行政課題に対応する必要があり、財政需要は増加の一途をたどると予想される。

このため、歳入の根幹である町税等の自主財源を確保するにあたり、課税客体的確な把握と賦課の適正化や、滞納整理の促進により収納率の向上に努めるとともに、各種事業における受益者負担の公平性を確保するため、収入未済額の解消についても、特段のご尽力をお願いする。

(2) 歳出について

一般会計における12月末現在の歳出の執行状況について、支出額は55億1,072万621円で、執行率は55.96%となっている。

事業実施時期などの理由で執行率が低いものも見受けられるが、第5次上里町総合振興計画や上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、経常経費の削減と合理化を図りながら適正に執行されている。

経常経費の主なものとしては、障害者福祉事業、老人医療費給付事業、児童手当支給事業、子どものための教育・保育給付事業などが挙げられる。

(3) 監査における指摘事項、今後の主な課題

- ア. 職員管理事業については、人員削減により住民サービスに支障をきたさないよう、引き続き職員の計画的採用や適正な人員配置等に配慮するとともに、職員の時間外勤務の抑制や、有給休暇等の取得しやすい環境づくりにも配慮願いたい。
また、各職員においては、常に問題意識をもって事務・事業の遂行にあたられるよう要望する。
- イ. 交通事故撲滅に向け、関係機関と連携し啓発等を行うなど、より一層の推進を図って頂きたい。
- ウ. 3R運動を推進するとともに、特に資源ごみの分別回収については、一層の推進を図って頂きたい。
- エ. 国民健康保険の広域化による税率の変更については、既存の国民健康保険税との兼ね合いも考慮し、慎重に検討を重ねて頂きたい。
- オ. 少子高齢化の進展に伴う医療給付費や福祉・介護事業サービスの需要増大と扶助費の抑制等については、限られた貴重な財源をより効率的に執行し、住民の健康寿命が延びるよう、予防事業の推進にご尽力願いたい。
- カ. 児玉工業団地アクセス道路事業については、防災安全の向上や地域経済発展のため、早期整備に向け用地取得等に引き続きご尽力をお願いします。
- キ. 町農業の担い手が減少する中で、農業従事者の高齢化も進んでおり、農業後継者対策や担い手の育成確保、農地中間管理事業の推進、耕作放棄地の解消、農業用水の施設管理等にもご尽力願いたい。
- ク. いじめ・不登校問題及び児童虐待については、関係機関と連携し、不幸なことが起きないように慎重な対応をお願いしたい。
- ケ. 各種補助金については、「第5次上里町総合振興計画」、「上里町補助金等の交付手続等に関する規則」に基づき、効果的、効率的に実施されるよう見直し等含め、引き続き執行して頂きたい。
- コ. 水道料金の改定については、将来予測の検討を十分行い、慎重に実施されたい。
- サ. 公債費については、今後も償還のピークが続くため、事業と償還のバランスが保てるよう配慮願いたい。

(4) 結び

各課の事務事業は他の課との関連性があるものも多く、互いの連携の下での事業推進が求められる。町民の福祉向上のため、各課関連する事業については、限られた人員ではあるが、それぞれが計画の段階から連携を図り、実施後も各課の意見が反映されれば更なる効果検証が期待できるものと考えている。

終わりに、複雑・多様化している町民ニーズや行政事務に日々努力されている町長をはじめ、各課（局）等長並びに職員の多大なるご尽力に対して敬意を表するとともに、今後も適正な事務の執行に努められるようお願いする。